

名古屋市職員共済組合被扶養者認定基準

(目的)

第1条 この基準は、名古屋市職員共済組合（以下「組合」という。）が地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第2条第1項第2号、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第3条及び地方公務員等共済組合法運用方針（昭和37年自治甲令第10号）第1章第2条関係第1項第2号に定められる被扶養者の認定等を適正に行うための取り扱いについて定めることを目的とする。

(被扶養者の範囲)

第2条 被扶養者とは、次の各号に掲げる者で主として組合員の収入により生計を維持する者をいう。

- (1) 組合員の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)、子、父母、孫、祖父母及び弟妹
- (2) 組合員と同一世帯に属する3親等内の親族で前号に掲げる者以外の者
- (3) 組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一の世帯に属するもの

(被扶養者として認定されない者)

第3条 次の各号に掲げる者は、被扶養者としない。

- (1) 共済組合の組合員、健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者及びその被扶養者
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条の規定による後期高齢者医療の被保険者及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第51条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならない者
- (3) その者について組合員以外の者が扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国その他から受けている者
- (4) 組合員以外に他の扶養義務者がいる場合において、社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない者
- (5) 主として組合員の収入により生計を維持する事実が確認できない者
- (6) 日本国内に住所を有しない者、ただし省令で定める者を除く

(被扶養者の認定に係る収入の基準額)

第4条 地方公務員等共済組合法運用方針第1章第2条関係第1項第2号(以下「運用方針1-2-1-2」という。)の額を被扶養者の収入限度額とする。

- 2 運用方針1-2-1-2に記載されている所得は控除前の収入をいう。ただし、事業所得及び株式等の譲渡所得については、組合が認めた直接的経費を控除した額を収入とする。
- 3 認定の際に基準となる収入は、被扶養者としようとするときから将来に向けての恒常的な収入により算定する。
- 4 雇用保険法における基本手当及び健康保険法における傷病手当金、出産手当金など休業補償の収入基準額は日額で算定する。

(被扶養者の申告)

第5条 新たに組合員となった者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員につ

いて新たに被扶養者の要件を備える者が生じた場合若しくは被扶養者が要件を欠くに至った場合には、その組合員は遅滞なく、被扶養者申告書に必要書類を添付し、原則として所属所長を経て組合に提出しなければならない。

(子の共同扶養)

第6条 夫婦ともに収入があり、共同して子を扶養する場合の被扶養者の認定は次のとおりとする。ただし、認定対象者が扶養手当の支給対象である場合は、原則として扶養手当を受給している者の被扶養者とする。

(1) 原則として年間収入の多い方の被扶養者とする。

(2) 夫婦双方の年間収入が同程度である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により主として生計を維持する者の被扶養者とする。

(父母等の認定)

第7条 父母等の夫婦の認定については、夫婦相互扶助義務の観点から夫婦の収入を合算した額が別表1に規定される収入の基準額を超える場合は夫婦共に認定しないものとする。

(別居の認定)

第8条 被扶養者が組合員と別居した場合は、別居した日を喪失日とする。ただし、別居した後も引き続き組合員により生計を維持されているときは、別居の被扶養者として申告し、別居の認定を受けなければならない。

2 別居している親族の認定についても同様の扱いとする。

(認定の効力発生日)

第9条 被扶養者の認定の効力は、新たに組合員となった者に被扶養者となるべき者がいる場合にはその者が組合員となった日から、組合員に新たに被扶養者の要件を備える者が生じた場合にはその事実が生じた日から生じる。ただし、被扶養者の申告が組合員となった日又は新たに被扶養者の要件を備えた日から30日を超えて提出された場合の効力発生日は、原則として当該申告に係る被扶養者申告書を所属所長が受理した日とする。

(認定取消しの効力発生日)

第10条 被扶養者の認定取消しの効力は、被扶養者がその要件を欠くに至った事実の生じた日から生じる。ただし、被扶養者の死亡にあたっては死亡した日の翌日、新たに受給権が発生し、又は年金額の改定により収入限度額を超えるときは、当該年金に係る裁定通知書若しくは改定通知書の通知日とする。

(扶養状況調査)

第11条 組合は、被扶養者として認定されている者について、その資格要件を継続して備えていることを確認するため地方公務員等共済組合法施行規程第97条に基づく調査を行う。調査により、被扶養者としての要件を具備していないことが判明した場合は、原則としてその要件を欠くに至った日に遡り認定を取消す。当該組合員はその事実に基づき申告し、組合員被扶養者証を返納しなければならない。

2 一定の期間内に申告がされない場合、組合は事実に基づき当該被扶養者の資格を取消することができるものとする。正当な理由なく扶養状況調査に応じない場合も、被扶養者資格の認定継続審査を放棄したものとみなし、組合は当該被扶養者の資格を取消することができるものとする。

(給付費の返還)

第12条 組合は、被扶養者の認定を取消した日以後に給付を行っているときは、その組合員に対して次のとおり当該給付費の返還を求める。

- (1) 給付費の返還を求める場合において、取消の届出を受理した日以前の2年間について返還を求める。
- (2) 給付費の返還を求めるときは、当該組合員に通知するとともに、返納通知書を交付する。
- (3) 給付費の返還は、原則として一括納入とする。

(委任)

第13条 この基準に定めるもののほか、被扶養者の認定等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この基準は令和6年4月1日から施行する。

別表1

要件	父母の 収入合計額	父(母)	判 定	母(父)	判 定
父母とも60歳未満又は 障害年金受給なし	260万円未満	130万円未満	○	130万円未満	○
		130万円未満	○	130万円以上	×
	260万円以上		×		×
父又は母のいずれかが60歳 以上又は障害年金受給者	310万円未満	180万円未満	○	130万円未満	○
		180万円未満	○	130万円以上	×
		180万円以上	×	130万円未満	○
	310万円以上		×		×
父母とも60歳以上 又は障害年金受給者	360万円未満	180万円未満	○	180万円未満	○
		180万円未満	○	180万円以上	×
	360万円以上		×		×

(注) 祖父母については表中「父母」を「祖父母」、「父」を「祖父」、「母」を「祖母」と読み替えて判定する。